

令和3年8月19日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
(公印省略)

### オンライン請求医療機関に対する紙媒体による返戻の廃止について

日本医師会より、標記に関して、令和3年8月17日付で連絡がありました。

今般、厚生労働省が開催した「審査支払機能の在り方に関する検討会」(令和2年9月～令和3年3月)におきましては、支払基金、国保中央会、国保連の審査支払機能の整合的かつ効率的な在り方について検討が行われました。

その際、行政改革担当大臣から、オンライン請求の促進として、紙レセプトを極力減少させる必要があるとの強い意向があり、結果的に、オンライン請求を行う医療機関においては、①令和3年10月診療分(11月請求分)から、紙媒体による返戻を廃止し、オンラインによる返戻のみとし、②令和4年度中には紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、再請求はオンラインによるものとする事とされました。

この議論の際、日本医師会は、「ペナルティや義務化といった性急な取組ではなく、医療機関が自然と電子請求に移行できるような柔軟な対応が必要であること」等を強く主張し続けた結果、「①紙媒体による返戻の廃止は、オンライン資格確認によるレセプト振替・分割サービス※が開始され、返戻が一定程度減少すると見込まれることが前提であり、本機能の導入時期が遅れることになれば、当然ながら紙媒体での返戻も継続させること、②令和4年度中に再請求はオンラインによるものとする事の実施については、レセプト振替開始による資格過誤の状況やシステムへの影響を踏まえることや、紙と遜色ない修正方法で対応できるなどレセコンそのものの機能性や操作性が向上しているかどうか把握した上で判断すること」とされ、別添の厚生労働省担当課長名の文書に明記されました。

※ レセプトの振替・分割サービスとは、令和3年10月請求分以降のレセプトについて、保険者のオンライン資格確認等システムへの資格登録のタイムラグ等で生じる資格過誤を、審査支払機関においてオンライン資格確認等を活用して、正しい資格情報に振替・分割する機能のこと

つきましては、オンライン請求を行う医療機関における紙媒体による返戻廃止は令和3年10月診療分(11月請求分)から施行され、通常であれば12月7日、8日頃(国保は国保連により異なる)に届いていた紙媒体による返戻がなくなり、医療機関はオンライン請求システムにログインし返戻レセプトの有無を確認することとなります。

なお、返戻レセプトの有無については、従来、紙媒体と併せて送付されている帳票(返戻内訳書)は当面の間送付されるため、これにより確認することができるとともに、オンライン請求システムのトップページにメッセージが表示されます。

また、①が実施された後においても、返戻再請求は、オンラインによる返戻データ(csvデータ)を印刷することにより、引き続き紙媒体での対応が可能です。

本件につきましては、審査支払機関からもオンライン請求医療機関に対して通知されるとともに、オンライン請求システムでも周知される予定です。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

## 記

◇令和3年8月16日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知

### 1 保険医療機関・保険薬局からの返戻再請求

① 保険医療機関・保険薬局による返戻再請求に関する取組として、令和3年（2021年）10月診療分（11月請求分）からオンライン請求医療機関等への紙媒体による返戻を廃止し、オンラインによる返戻のみとする。

オンライン請求医療機関等に対する返戻レセプトがある場合、オンライン請求システムにログイン後、返戻レセプトをダウンロードするよう、トップページにメッセージが表示される機能があることを周知する。

※ 返戻再請求は、オンラインによる返戻データ（csvデータ）を利用して印刷することにより、引き続き紙媒体での対応が可能。

② 令和4年度（2022年度）中には、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。

ただし、医療機関・保険者等の事務に混乱が生じることがないように、レセプト振替開始による資格過誤の状況やシステムへの影響等を踏まえながら実施時期、方法を判断する

上記に加えて、システム事業者における利便性向上に関する取組状況等を把握したうえで判断する

### 2 保険者からの再審査申出

① 保険者による再審査申出に関する取組としては、令和3年（2021年）10月から、保険者による再審査申出について、大規模保険者についてはオンラインによるものとする。

※ 大規模保険者の範囲については、調整中

② 令和4年度（2022年度）中に、すべての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。

ただし、医療機関・保険者等の事務に混乱が生じることがないように、レセプト振替開始による資格過誤の状況やシステムへの影響等を踏まえながら実施時期、方法を判断する

※ 国保保険者分については、実装済み。

※ 紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体での再審査申出を可能とする。